**平成２３年（フ）第１７３号**
群馬県前橋市箱田町403番地１　Ａコーポ203号
債務者　中澤　　稔
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第１８３号**
群馬県伊勢崎市連取町1948番地１　ヴィラネーユ伊勢崎101
債務者　尾島　直也
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第１９１号**
群馬県佐波郡玉村町大字樋越1683番地１　アサミハイツ103号
債務者　清水紀世子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第１９６号**
群馬県前橋市女屋町144番地１　ハイツ分福東１－１号
債務者　荒井　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第２０４号**
群馬県前橋市大渡町１丁目21番地２　エスカイア大渡406号
債務者　岩田　和生
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第２０５号**
群馬県前橋市大渡町１丁目21番地２　エスカイア大渡406号
債務者　岩田　政子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第２０６号**
群馬県前橋市南町２丁目53番地２　ファーストハイツ302号
債務者　小野寺孝幸
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第１４９号**
群馬県高崎市金古町1231番地１
債務者　横澤　行好
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第１５８号**
群馬県高崎市江木町131番地　市住１号
債務者　藤田　美貴
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第２１７号**
埼玉県熊谷市新堀992番地５　ハイツ洋行荘103号室
債務者　石川　静江
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第２２０号**
埼玉県大里郡寄居町大字露梨子585番地７
債務者　松本えつ子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第５９号**
千葉県山武市木原232番地75
債務者　森　　雅宏
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２３年（フ）第９０号**
静岡県三島市東本町１丁目４番23号　出口コーポ２Ｂ
債務者　中島　洋治
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第２３５号**
静岡県伊東市富戸1007番地18、住民票上の住所北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉175番地
債務者　北澤　直春
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第６０号**
三重県松阪市幸生町525番地17
債務者　松本　輝巳
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　津地方裁判所松阪支部

**平成２３年（フ）第４６５号**
京都市南区久世大藪町３番地２　エクレールスエヒロ101号
債務者　岸畑　正美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第４７９号**
京都市中京区聚楽廻西町188番地４
債務者　川合眞奈美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係